貴簡奉拝誦候一昨八
日ハ陪従して而金年ニ而[illegible]
よ大森[illegible]より[illegible]桐原より言
同氏十里なることゝ十分[illegible]未盡し
御手紙等着也三人に人信ニ
御座候去り去[illegible]有之
ニ六去[illegible]保存申出七人位
ニ忠しく[illegible]申聞候
致居候而[illegible]供候共御
ハ御座候居ル[illegible]掛合せ
致候[illegible]過[illegible]花ニ
宿[illegible]様[illegible]可相[illegible]御高下
ハ此度紀事ニ部[illegible]し
千歴史の中ニハ国華ニ見此文の
ハざるまゝ有之又偶然なきまゝ
有り此拙者御話長到着
第生の分（[illegible]昔覚）
ニ而合当洋物書百御手[illegible]
而[illegible]又買ニ来日本言本
相成以後の日人本丸ハ相成
ニ接くニも[illegible]御候

ころとて又曽て書画家言ふ未
排す此等の人ならハ然ら無
ず撰くこれを作り候はゞ御を
下出し俳句の流行有之候
凡俳人ありても此種の悪例あり
ととも兼ね平法専門の人
こ漫排末新此書ら確ら
排を確く此し不如此然
ならぬ人か壱る可く得
一ときしかし大ず古くぬ
くの人この素気し子日云々一
ももの者ても名にも得の所
今の句坊一層有之候は解ら
年来人の俳句中三十三人ハ
常ニ当世人ニ当流ノ年
来人自由十四人其極
六人排十人即ち当
此其排法も皆此三人あるハ
世ラ宝係の手事、十来
極夜を坊会尤奇思ひて
実に同一の人成近廻てハなし
うかぶ此分る人を求め、やでも
部[illegible]有[illegible]

中人、自由ハ十四人、吾梅
六人、緑十人、御座候哉
何分様まで到日ニ五人あとハ
せら置人保兵事、十来
相者を却含書命而
實ら四人此ハ過てハなし
うれハ地方名人を案せ候ハ
都合有之、石見邦太田
中島殿、御士吉郎申
来見氏ちまけて尾崎氏
紙ハ仰何れも田舎の御直
惟しる先日より墨々以外
御無式上都合四月の古代
ふみ十三て此ころおもし
ろて候、先生御考まで申　頓首

三日夜　　角田真平

大隈先生